

(写)

2 生畜第 1978 号  
令和 3 年 2 月 26 日

北海道農政事務所生産経営産業部長  
各地方農政局生産部長  
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

} 殿

(農林水産省) <sup>注1</sup>生産局畜産部畜産企画課長

肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格の算出に用いる牛枝肉  
取引データの収集等について

肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格の算出に当たっては、地域の取引実態を反映するため、これまでも都道府県に対し肉用牛の枝肉取引データ（以下「牛枝肉取引データ」という。）の提供を独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）から依頼しているところです。この牛枝肉取引データの提供については、都道府県の任意の事務であることから、今後も都道府県において牛枝肉取引データの収集を継続してもらう上では、都道府県の事務負担を考慮する必要があります。今般、都道府県の事務負担を軽減する一環として、下記のように、収集する牛枝肉取引データを変更し、それに伴って標準的生産費の算出に用いるもと畜費の集計対象を変更することとしましたので、貴管内都道府県<sup>注2</sup>への周知をお願いします。

また、「令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 2 年 12 月 18 日閣議決定）において、牛枝肉取引データの収集については、都道府県の任意の事務であることを明確化し都道府県に通知するとともに、データの収集を希望する都道府県が当該データの収集を円滑に行えるよう、当該データの収集先に対し協力を依頼するなど国による必要な支援を実施することとされています。これを受けて、牛枝肉取引データの収集を希望する都道府県が、当該データの収集を円滑に行えるよう、別添の通り食肉センター等の収集先に対し協力を依頼するためのパンフレットを作成しました。牛枝肉取引データの収集が都道府県の任意の事務であることと併せて、牛枝肉取引データの収集に当たって、別添パンフレットも活用し、食肉センター等への協力依頼を行っていただくよう、貴管内都道府県<sup>注2</sup>に周知をお願いします。

なお、肉用牛肥育経営安定交付金に係る都道府県の事務負担の軽減については、今後も都道府県との意見交換により不断の検討を行いたいと考えておりますので、貴管内都道府県<sup>注2</sup>のご理解とご協力が得られるよう併せて周知をお願いします。

以上の貴管内都道府県<sup>注2</sup>への周知に関しては、書面にて通知いただきますようお願いいたします。

## 記

- 1 標準的販売価格の基礎となる主産物価格の算定に当たり、機構が都道府県に提供を依頼する牛枝肉取引データについて、肉用牛の品種のうち肉専用種にあつては黒毛和種去勢のみを収集するものとする。
- 2 標準的生産費の算出に用いるもと畜費について、肉用牛の品種のうち肉専用種にあつては黒毛和種の雄を集計の対象とする。
- 3 1及び2については、令和3年4月販売分の算定から適用する。

注1 ( ) は内閣府沖縄総合事務局宛てのみ記載

注2 下線部は、北海道農政事務所宛てでは「北海道」、関東農政局宛てでは「貴管内都県」、近畿農政局宛てでは「貴管内府県」、その他農政局宛てでは「貴管内各県」、内閣府沖縄総合事務局宛てでは「沖縄県」と記載

# 牛マルキンの正確な算定のため、 各地域の牛枝肉取引のデータ提供に引き続きご協力ください。

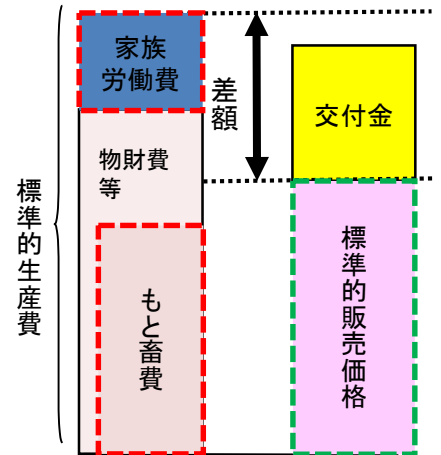
## 牛マルキンとは？



牛マルキンは、肥育牛の**標準的生産費と標準的販売価格との差額の9割を交付**する制度であり、肉用牛肥育経営の重要なセーフティネットです。

## 標準的販売価格の算出方法

標準的販売価格の大部分は、牛1頭当たりの枝肉価格であり、

- ① **25市場**（中央・地方卸売市場）の**統計データ**（主に農林水産省が収集）
- ② 各地域の①以外の**食肉センターなどで取引されるデータ**（各都道府県が収集）を基に算出を行っています。



※  都道府県ごとのデータを使用  
 ブロックごとのデータを使用

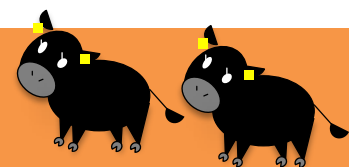
## より正確な算定のために

- 牛マルキンは、制度当初は、農林水産省が収集する統計データのみで算定を行っていましたが、より正確な算定を行う目的で、平成23年に、**各都道府県に対して各地域の牛枝肉取引データの収集・提供の依頼を開始**しました。  
令和2年度からは、公平性を担保するため、全国を10のブロックに分けての算定を開始しましたが、**引き続きより実態を反映した算定のためには、都道府県別の牛枝肉取引データが必要**となります。
- データの収集・提供のためには、販売日や個体識別番号の確認など、様々な事務をご負担いただくこととなりますが、**肥育牛生産者等へのより実態に即した交付に役立っています**。
- 牛マルキンは肥育経営の重要なセーフティネットであり、**新型コロナウイルスの影響を大きく受けた中**にあっても、**肥育経営の維持・安定に重要な役割**を果たしました。
- 今後も引き続き、**牛枝肉取引データの収集・提供にご協力**お願いいたします。

お問い合わせ先

農林水産省生産局畜産企画課：03-3502-0874

(独)農畜産業振興機構：03-3583-8562



(写)

事務連絡  
令和3年2月26日

生産者団体及び食肉センター等 各位  
(上記、各農政局等及び各都道府県経由)

農林水産省生産局畜産部畜産企画課

肉用牛肥育経営安定交付金における標準的販売価格の算出に用いる牛枝肉取引データの収集等について（協力依頼）

平素より畜産行政にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）は、肥育牛の標準的生産費と標準的販売価格との差額の9割を交付する制度であり、肉用牛肥育経営の重要なセーフティネットとして、新型コロナウイルスの影響を大きく受けた中であっても、肥育経営の維持・安定に重要な役割を果たしております。

農林水産省といたしましては、より実態を反映した当該交付金の算定・交付のためには、引き続き、都道府県別の牛枝肉取引データを把握する必要があると考えております。

つきましては、牛枝肉取引データの収集及び都道府県への提供について、事業者の皆様にご協力をお願い申し上げます。

<お問い合わせ先>

農林水産省生産局畜産部畜産企画課 香川

TEL : 03-3502-0874